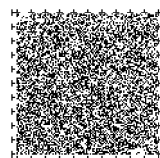




令和7年3月 白岡市



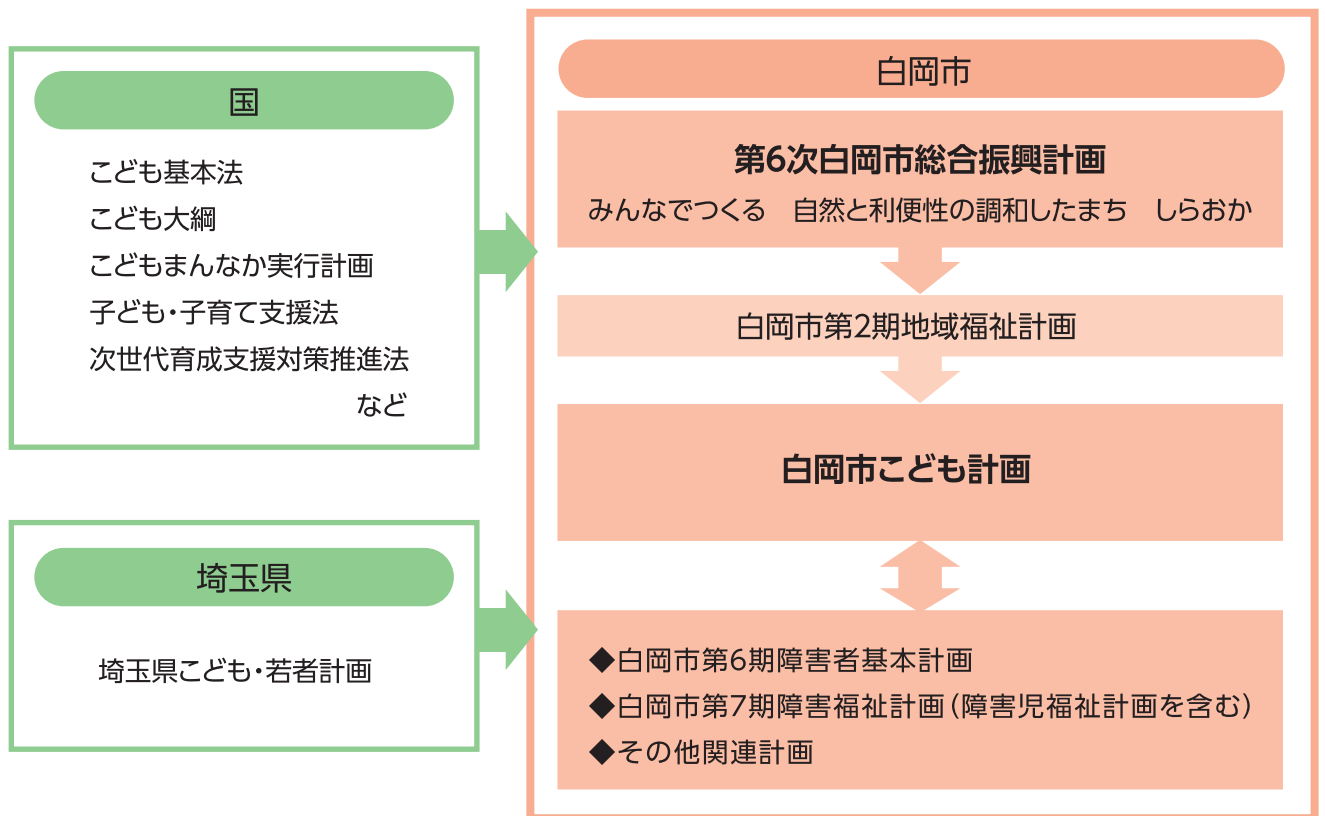
基本理念

こども・若者の権利と意思を尊重し、
幸せに成長することをまち全体で支援する

目標像

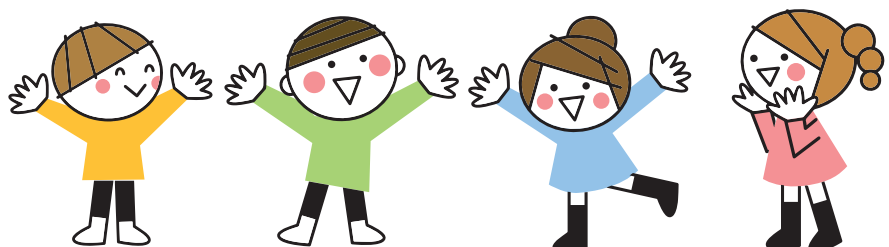
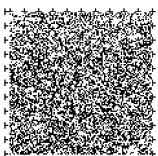
みんなでつくる こども・若者の未来

計画の位置付け



計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



基本目標

基本目標 1 こども・若者が安心して成長できる環境づくり

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障する意識を高めます。
- みんなが一体となって、多様な体験をしながら、こども・若者が育つことができるような地域づくりを推進します。
- こどもが健やかに、いきいきと成長していけるよう、こどもの放課後や週末などの「居場所」づくりや多様な体験活動を進めます。
- 母子に対して切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児医療の充実に努めます。
- こども・若者のこころの健康づくりを進めるとともに、悩みごとに対する相談体制を進めます。

基本目標 2 子育て家庭や若者が住みよい環境づくり

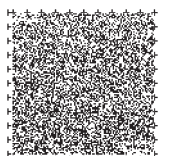
- 子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の充実に努めるとともに、子育て家庭が「身近な」場所で支援を受けられるよう、多様なサービスの充実を図ります。
- 子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。
- 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現や子育てと仕事の「両立」を推進し、働きながら子育てできる地域づくりを進めます。
- 結婚や仕事のやりがいなど、若者の希望をかなえる地域づくりを目指します。
- 放課後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、こどもの健全な育成を目指します。
- 子育て家庭が安心して外出できる環境の整備や、こどもを守るための防災対策や防犯対策の充実を図ります。

基本目標 3 こどもが個性豊かに育つ環境づくり

- 「こどもを地域社会全体で育てる」という観点から、家庭や地域の「教育力」を総合的に高めることを目指します。
- 就学前教育の充実やこどもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実を進めます。
- こどもの頃から人権意識の醸成や乳幼児とのふれあいを推進し、次代の親の育成を進めます。

基本目標 4 配慮を要するこどもを支援する環境づくり

- 障がい児施策やひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化・充実や犯罪・いじめ・児童虐待等の被害に遭ったこどもへの支援の推進にも力を入れていきます。
- 子育て家庭が貧困に苦しむことなく、また貧困の連鎖を断ち切れるよう、支援します。
- ヤングケアラー、不登校等、様々な境遇に置かれているこども・若者への支援を進めます。



施策の展開

基本目標

1

こども・若者が安心して
成長できる環境づくり

基本施策 1 こども・若者の権利が尊重される社会環境づくり

基本施策 2 こども・若者の「居場所」づくりの推進

基本施策 3 体験学習が充実した地域づくり

基本施策 4 こどもと親の健康づくりの推進

基本施策 5 こども・若者のこころの健康づくり(こども・若者の自殺対策)

基本目標

2

子育て家庭や若者が
住みよい環境づくり

基本施策 1 地域子育て支援の充実

基本施策 2 多様な保育サービスの充実

基本施策 3 子育て家庭に対する経済的支援の充実

基本施策 4 働きながら子育てできる地域づくりの充実

基本施策 5 若者の希望をかなえる地域づくり

基本施策 6 子育て家庭の安全な生活の確保

基本目標

3

こどもが個性豊かに育つ
環境づくり

基本施策 1 家庭・地域の「教育力」の向上

基本施策 2 就学前教育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 次代の親の育成

基本目標

4

配慮を要するこどもを
支援する環境づくり

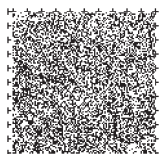
基本施策 1 障がい児と家庭への支援の充実

基本施策 2 ひとり親家庭への支援の充実

基本施策 3 児童虐待を防止する体制づくりの推進

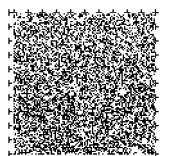
基本施策 4 貧困の状況にあるこどもへの支援

基本施策 5 ヤングケアラー、不登校等のこども・若者の支援





- | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------------|--|
| ①こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 | | ②こどもの人権の尊重・保護 | |
| ①児童館、地域子育て支援拠点の充実 | ③図書館機能の充実 | ⑤保育所の園庭開放 | |
| ②公民館機能の充実 | ④公園の活用・整備 | ⑥さまざまな「こどもの居場所」の確保 | |
| ①多様な体験・活動型プログラムの提供 | ③スポーツ活動の推進 | | |
| ②地域における活動への支援 | ④ボランティア活動の促進 | | |
| ①こども・母親の健康の確保 | ②食育の推進 | ③小児医療の充実 | |
| ①児童・生徒への対応充実 | ②こどもの自殺予防・自殺対策に関する相談体制や広報活動の充実 | | |
| ①交流機会の創出 | ③ボランティアの育成 | ⑤情報提供体制の充実 | |
| ②子育てサークル等への支援 | ④相談体制の充実 | | |
| ①保育所機能の強化 | ②保育所における保育サービスの充実 | ③その他保育サービスの充実 | |
| ①手当・医療費の助成等 | ③新生児の誕生祝い記念品としてのお米の贈呈 | | |
| ②ベビーベッドの貸し出し | ④県事業の推進 | | |
| ①男女共同参画の意識啓発 | ③父親の子育て参加の促進 | | |
| ②男性を含めた働き方の見直し | ④放課後児童の健全育成の充実 | | |
| ①結婚支援等の推進等 | ③若者の良質な雇用創出等 | | |
| ②妊娠を望む方への支援 | ④企業等における女性の活躍促進 | | |
| ①交通安全の推進 | ③防犯対策の推進 | ⑤非常災害対策 | |
| ②安心して外出できる環境の整備 | ④防災対策の充実 | | |
| ①家庭教育への支援の充実 ②地域の「教育力」の向上 | | | |
| ①幼児教育についての情報提供 | ③保育所における教育の推進 | | |
| ②幼稚園における教育、子育て支援の充実 | ④保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化 | | |
| ①確かな学力・体力の育成 | ④外国人のこどもへの教育の充実 | ⑦学校応援団の推進 | |
| ②豊かな心の育成 | ⑤悩みごと相談体制の充実 | ⑧学校給食の充実 | |
| ③教育を通じた男女共同参画の推進 | ⑥信頼される学校づくり | | |
| ①男女平等教育の推進 ②小・中・高校生と乳幼児とのふれあい | | | |
| ①障がいの早期発見・早期対応 | ④障がい児保育・教育の充実 | | |
| ②療育相談・指導、情報提供の充実 | ⑤学校卒業後における障がい者の学びの支援推進 | | |
| ③専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 | ⑥福祉サービスの充実 | | |
| ①経済的支援制度等の充実 ②相談指導体制の充実 | | | |
| ①虐待の発生予防 | ③「要保護児童対策地域協議会」の充実 | ⑤家庭への支援 | |
| ②虐待の早期発見・早期対応 | ④被害に遭ったこどもへの支援 | | |
| ①教育支援 | ③保護者への就労支援 | | |
| ②生活支援 | ④経済的支援 | | |
| ①ヤングケアラーへの理解促進と支援 | ③不登校のこどもへの支援 | | |
| ②性的マイノリティのこども・若者の支援 | ④悩みや不安を抱える若者の支援(ひきこもり、孤独・孤立) | | |



子ども・子育て支援事業

幼稚園、保育所、認定こども園

就学前児童に、教育・保育を提供します。

保育ニーズの高まりに対応し、提供体制の確保に努めます。

多様なニーズに対応した教育・保育サービスの提供を進めます。

利用者支援事業(こども家庭センター型)

地域の子育て支援の情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う事業です。

こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する相談、悩みなどに対し、

切れ目のない支援を行います。



延長保育事業

保育施設利用者について、通常の利用時間以外などに保育を実施する事業です。

利用者のニーズに応えながら、提供体制の確保を図ります。

放課後児童クラブ(学童保育所)

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対し、放課後等に小学校の
余裕教室や専用施設などで、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

ニーズに対応しながら放課後児童クラブの整備に努め、提供体制の確保を図ります。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が、疾病や疲労などの理由により養育が困難となった場合に、児童養護施設などで
預かりを行う事業です(原則7日以内)。

提供体制の確保を図ります。



地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、
育児相談等を行う事業です。

「居場所づくり」としての役割を担いながら、提供体制の確保に努めます。

一時預かり事業

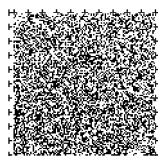
保護者の仕事、疾病、用事等の理由で、家庭での保育が困難となった就学前児童を対象として、
一時的な預かりを行う事業です。通園している幼稚園で実施するものと、保育施設で預かりを
行うものがあります。

利用者のニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。

病児保育事業

保育を必要とする乳幼児等が、病気で集団保育が困難な期間、保育所・
診療所などの施設において保育を行う事業です。

利用ニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。



ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりや送迎時の支援などを希望する者(依頼会員)と、支援を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

提供会員の確保に努め、提供体制の確保に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、孤立の防止を図るとともに、不安や悩みへの助言などにより子育て支援を行う事業です。

訪問活動により、きめ細かい支援の充実に努めます。

養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、必要な支援や相談を行う事業です。要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

支援が必要と判断された家庭への見守り強化を実施し、支援を継続します。



子育て世帯訪問支援事業等

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、困難を抱える児童等に対して、相談や必要な支援を行う事業です。

支援が必要な家庭等の把握とともに、今後必要に応じて対応を検討します。

妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

きめ細かい支援の充実に努めます。

妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

引き続き、事業を実施します。

産後ケア事業

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

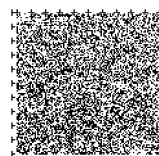
きめ細かい支援の充実に努めます。

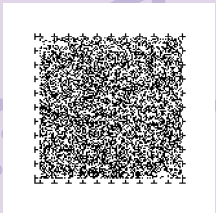


乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間の枠の中で柔軟に通園が可能な事業です。

令和8年度以降に実施が予定されている新しい事業であり、今後のニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。





白岡市こども計画 〔令和7年度～11年度〕 概要版
令和7年3月 発行 / 白岡市 健康福祉部子育て支援課



白岡市公式HP